

政治倫理審査会について

令和7年12月1日付けで、大口町議会議員政治倫理規程第6条に基づき、町議会議員から審査請求書が議長宛に提出されました。

内容

1 審査請求の対象となっている議員

江幡満世志議員

2 審査の付託内容

大口町議会議員政治倫理規程第3条第4号（いかなる場合であっても、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）その他人権侵害のおそれがある行為をしないこと。）に該当。

3 審査請求の対象となる事由の内容

令和7年11月4日、文教福祉常任委員会の視察研修実施中の宿泊先での夕食懇親会時において、江幡満世志議員が仙田王一議員に対しての発言が、複数の参加者に、威圧的または脅迫的と受け取られる可能性があるものであった。

審査結果

大口町議会議員政治倫理審査会を3回開催し、政治倫理基準に違反する行為の存否及び措置の審査を行った結果について、令和8年1月30日に議長へ報告しました。

審査結果に係る措置

大口町議会議員政治倫理審査会の審査結果報告を受け、議長が江幡満世志議員に対し、令和8年3月3日に大口町議会議員政治倫理規程を遵守するため警告し、及び誓約書の提出を求める措置を講じました。